

令和5年田子町農業委員会第12回総会 議事録

1. 開会 令和5年12月11日（月） 午後6時00分
2. 閉会 令和5年12月11日（月） 午後7時00分
3. 場所 田子町役場 第1会議室
4. 提出案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第35号
農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第4 議案第36号
農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第5 議案第37号
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第6 議案第38号
農地移動適正化あっせん事業に係る基準の見直しについて
 - 日程第7 議案第39号
令和6年度農作業標準賃金の決定について
 - 日程第8 その他
5. 出席委員 （9名）
 - 1 番山崎順子 2 番山市礼子 3 番上平満広 4 番畠山嘉昭 5 番佐藤豊美
 - 7 番西野榮一 8 番澤頭勉 9 番細谷一夫 10 番大坊和民欠席委員 （1名）
 - 6 番木崎正夫
6. 会議署名委員
 - 3 番上平満広 4 番畠山嘉昭
7. 職務のため出席した者
事務局長 白板 大幸 主査 袖村 征志 主事 宇藤 紳太郎

事務局長 会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、6番木崎委員となっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。

それでは農業委員会憲章を唱和いたします。

唱和のリードは、8番西野委員にお願いします。

(全員起立唱和)

事務局長 会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。それでは、以降の進行については、議長からお願いします。

議長 ただ今から、令和5年田子町農業委員会第12回総会を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。

3番上平委員、4番畠山委員にお願い致します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

(日程2) お諮りいたします。本総会を1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。

議長 日程第3、議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

(日程3) 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料1ページをご覧ください。

議案第35号「農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は

大字田子字七日市 1筆

現況地目は畑であり、合計面積は1,243㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、2・3ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(1,000,000円)

番号2番、土地の所在は

大字原字堰田下モ 1筆

現況地目は畑であり、面積は2,922㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、4・5ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、賃貸借になります。(15,000円/1年 5年間)

番号3番、土地の所在は

大字遠瀬字山本川原 1筆

現況地目は田であり、面積は1,643㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、6・7ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は売買になります。(328,600円)

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

西野委員

現地調査報告いたします。

12月5日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。

場所は、資料2・3ページをご覧ください。

譲受人の話では、にんにくを栽培するという事で問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号1番の内容については、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号2番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。

川端

現地調査報告いたします。

推進委員 1 2月5日に、会長、佐藤委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料4・5ページをご覧ください。
譲受人の話ではトマトの水耕栽培をするということで、手間取りにて数年経験しているということからも問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号2番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号2番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号3番の現地調査の結果について、大久保推進委員から報告願います。

大向 現地調査報告いたします。
推進委員 1 2月5日に、会長、事務局の人で現地を見てきました。
場所は、資料6・7ページをご覧ください。
譲受人の話ではエン麦を栽培するということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号3番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号3番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 日程第4、議案第36号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料8ページをご覧ください。
議案第36号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。農地法施行令第1条の7第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は、
大字田子字天神堂平 1筆
現況地目は山林であり、面積は677㎡です。
申請人等は資料のとおりです。
現地については、2・3ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は山林への転用になります。
許可要件としては、本土地が山林の様相を呈しており、農地に復元することが著しく困難であり、国の通知に基づき非農地として判断したものです。

以上で説明を終わります。

議長 それでは番号1番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

西野委員 現地調査報告いたします。
12月5日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料2・3ページをご覧ください。
譲受人の話では、40年ほど前に先々代が植林をしており、調査の結果、違反転用と知ったということで、現況主義の観点から問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声多数あり)
全員異議ないようですので、番号1番の内容については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。

議長 日程第5、議案第37号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可に係る意見について」を議題といたします。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料9ページをご覧ください。
議案第37号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法施行令第1条の15第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は、
大字田子字上野ノ下タ 3筆
現況地目は田であり、合計面積は5,403㎡です。

現地については、10・11ページの航空写真、12ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請内容は資材置き場及び駐車場の造成に係る転用であります。

本土地は第1種農地となっておりますが、現在の事業所の連続的な拡張を行うものであることから、許可要件としては、「農地法の運用について」の例外規定の「申請に係る土地の周辺において業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」を満たしており、妥当であると判断しました。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。

西村 現地調査報告いたします。

推進委員

12月5日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料10・11ページをご覧ください。

譲受人の話では、車両修理販売等の業務のための資材置き場及び駐車場の造成ということで、問題はないとみてきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

全員異議ないようですので、番号1番の内容については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。

議長 日程第6、議案第38号「農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん基準の見直しについて」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案第38号「農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん基準の見直しについて」であります。

こちらについては、担当者から説明します。

担当者 (説明)

議長 説明が終わりましたので、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声多数あり)
全員異議ないようですので、こちらを基に県との協議に入ります。

議長 日程第7、議案第39号「令和6年度農作業標準賃金の決定について」を議題といたします。
事務局長から説明願います。

事務局長 議案第39号「令和6年度農作業標準賃金の決定について」であります。
こちらについては、担当者から説明します。

担当者 (説明)

説明が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

畠山委員 今回で決定した場合、今後変更等が可能であるか。
また、令和5年の田子町の額が他市町村より、高いのはなぜか。

担当者 作業賃金は青森県の最低賃金の引き上げによるものなので変更する予定はありませんが、機械作業賃金の方は変更可能です。
資料に掲載しているものは、田子町は決定額で他市町村は計画案であるため差が生じていますが、決定額は南部町、三戸町ともに田子町と一律となっております。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声多数あり)
全員異議ないようですので、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第8、「その他」に入ります。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、諸般の報告をご覧ください。
まずは、諸般の報告について、11月総会以降の活動などの報告をいたします。

- 11月21日(火) 農業委員会大会(青森県)
- 11月24日(金) 申請の締め切り・告示
- 11月29日(水)～11月30日(水)
国会議員要請活動(会長)
- 12月5日(火) 総会案件に係る現地調査を行いました。
- 12月7日(木) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、12月総会以降の予定について、お知らせいたします。

- 12月13日(水) 企業の農業参入研修会
- 12月18日(月) 農政関係意見交換会(会長)
- 12月25日(月) 申請締め切り・告示
- 1月5日(金) 現地調査と令和6年新年を祝う会を予定しています。
- 1月9日(火) 企画会議を予定しています。
- 1月11日(木) 農業者年金加入推進研修会を予定しています。
- 1月12日(金) 第1回総会を予定しています。

17:00～ 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

この中でいくつか担当者より説明をさせていただきます。

担当者

(企業の農業参入研修会、令和6年新年を祝う会、農業者年金加入推進研修会の説明)

以上で説明を終わります。

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和5年田子町農業委員会12回総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者